

福岡県公報

平成18年 9 月 20 日
第 2 5 8 5 号

目 次

告 示 (第1784号—第1800号)

○保安林予定森林の所在場所等	(治 山 課)	1
○保安林指定森林の所在場所等	(治 山 課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	2
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治 山 課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	4
○風致地区の種別の指定の案の縦覧	(都市計画課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○都市計画の変更	(都市計画課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課)	6

告 示

福岡県告示第1784号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 9 月 20 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
古賀市久保字花見2046の3、2046の4
- 指定の目的
風害の防備
- 指定施業要件
立木の伐採を禁止する。

福岡県告示第1785号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年 9 月 20 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川 横瀬字引立1087、1088の20、1088の22、1095、1100、字ムクロ木1111
- 指定の目的
水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1786号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年12月2日農林水産省告示第1498号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1787号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年4月8日農林水産省告示第459号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1788号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月6日農林水産省告示第1125号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1789号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年7月20日農林水産省告示第1247号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1790号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月23日農林水産省告示第1467号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1791号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年9月24日農林水産省告示第1504号（1及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに宗像市役所及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1792号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年9月20日から平成18年10月4日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
久留米都市計画風致地区浦山風致地区の追加
 - 2 都市計画を変更する土地の区域
久留米市上津町字池田及び字山ノ上の各一部
 - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部公園街路課
久留米市都市建設部都市計画課
-

福岡県告示第1793号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年9月20日から平成18年10月4日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
久留米都市計画墓園1号浦山霊園の廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域
久留米市上津町字池田、字山ノ上及び字柳ノ瀬並びに高良内町字板橋、字柳ノ瀬及び字入道の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部公園街路課
久留米市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1794号

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年福岡県条例第26号）第4条第1項の規定に基づき、風致地区の種別を指定したいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、当該指定の案を、平成18年9月20日から平成18年10月4日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定の案について、縦覧期間の満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定に係る風致地区の名称及び種別
(1) 名称

久留米都市計画風致地区浦山風致地区

- (2) 種別
第二種風致地区
- 2 指定に係る風致地区の区域
久留米市上津町字池田及び字山ノ上の各一部
- 3 風致地区の種別の指定の案の縦覧場所
福岡県建築都市部公園街路課
久留米市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1795号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年8月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ボランティアネットワークすくらむ
 - (2) 代表者の氏名
美坐 時朗
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女郡広川町大字広川205番地3
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、個人又はボランティア団体（グループ）との緩やかなネットワークを築き、自治体との協働、地域の活性化及び交流促進、高齢化社会への対応等、地域の多様なニーズに沿った活動を展開することで、広く住民の社会参加を支援し、よりよいまちづくり、生き甲斐づくりに貢献することを目的とする。

福岡県告示第1796号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全国プラセンタ組織療法推進協議会

(2) 代表者の氏名

長谷雄 幸久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡須恵町大字植木262番地10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、難治性疾患、慢性疾患等で悩む患者に対して、人胎盤を原料とする薬剤を利用したプラセンタ組織療法（以下「この治療法」という）による治療を受けるために必要な支援をする事業を行うとともに、医師に対して助言等を行うことでこの治療法の推進、普及に寄与することを目的とするものである。

福岡県告示第1797号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年8月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 リブロ

(2) 代表者の氏名

坂本 勉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県小郡市祇園二丁目7番地の2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者地域生活支援事業及び当事者の就労や生活支援に関する事業を行い、知的障害者の自立と住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1798号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡駅東一丁目3355番1、3355番6及び3355番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区地行一丁目4番6号

アーサーヒューマネット株式会社 代表取締役 小松 輝義

福岡県告示第1799号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

直方都市計画道路を変更（直方都市計画道路3・3・1号200号バイパス線、3・4・3号直方駅行橋線及び3・4・21号頓野感田線の変更）

福岡県告示第1800号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成14年1月福岡県告示第92号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道（夜須町施行）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月福岡県告示第663号及び平成18年9月福岡県告示第1665号は、取り消す。

平成18年9月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

朝倉郡筑前町

2 都市計画事業の種類及び名称

夜須都市計画下水道事業 夜須公共下水道

3 事業施行期間

平成6年6月24日から平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

ア 平成14年1月福岡県告示第92号の事業地に、朝倉郡筑前町大字長者町字東道上、字西道上、字喜助原、字前田、字下浦、字西道下、字大牟田及び字小牟田の各字の一部、大字中牟田字八ヶ坪、字茶屋原及び字徳生毛の各字の一部、大字東小田字塚本の一部、大字松延字深町、字堤ノ下、字三十六、字竹崎、字川原、字井尻、字畑田及び字中原辺の各字の一部、大字安野字上大和及び下大和の各字の一部、大字四三島字大牟田、字井川原、字相部、字莞牟田、字長牟田、字下ノ前及び字西浦の各字の一部、大字下高場字中高場、字堤ノ上、字草業、字小松、字才

ノ木、字湯牟田、字七反坪、字車田、字浦ノ野、字本村、字田久保、字鬼丸、字田屋、字長畑及び字市沼の各字の一部、大字篠隈字谷頭、字古賀園、字前田、字有道及び字北原の各字の一部、大字赤坂字長浦の一部、大字吹田字原、字小路田、字井尻及び字茶屋敷の各字の一部、大字三並字近江、字刎穴、字八並、字塚本、字前田、字唐根垣及び字鳥巢の各字の一部、大字畑島字池ノ下及び字大道下の各字の一部を加える。

イ 平成14年1月福岡県告示第92号の事業地中、朝倉郡筑前町大字朝日字前田及び字桜木の各字の一部、大字中牟田字柳井町、字菊沢、字大神、字沖、字三奈木原及び字岸高の各字の一部、大字東小田字下竹ノ子、字天神前、字迫額、字中原前、字脇田、字仮家田、字巡尾及び字昭和の各字の一部、大字松延字三国手、字切杭及び字梨子木の各字の一部、大字石櫃字瓦ヶ田の一部、大字下高場字細牟田及び字若草の各字の一部、大字篠隈字足田牟田及び字鴨牟田の各字の一部、大字吹田字西原の一部地内において変更する。

(2) 使用の部分

なし